

第2節 保健所の体制

1 概要

2020年1月の国内患者発生以降、地域保健課感染症係を中心に所内各課との連携を図りながら各種対応を開始。

同年5月7日には、市の発熱外来（南東北医療クリニック内）を設置するとともに、保健所4階大ホールに地域保健課感染症係の保健師4名が移動し、専用回線による電話・FAX対応などを開始した。

さらに、所内各課の全職員による各種対応班の編成を行い、保健所全体でのコロナ対応の体制を構築した。

新型コロナの対応は、感染症係を中心に開始し、感染拡大に伴い、保健所全体へ、さらに市役所全体へと徐々に体制を広げるとともに、業務委託や関係機関との連携を図りながら進めた。

2 体制

(1) 保健所の組織改編

令和3年度の組織改編により、感染症の予防や発生時に即応できる組織として、地域保健課から「管理係」「感染症係」「精神・難病係」を移管し、「保健・感染症課」が新設され、併せて、健康づくり・増進部門を健康づくり課とした。

また、健康政策を立案・統括する組織として、総務課から「地域医療推進係」を移管し、「健康政策係」として設置するとともに、「休日・夜間急病センター」を移管し「医療従事者支援係」を設置し、統括保健師を配置して「健康政策課」が新設された。

R元年度～2年度	R3年度以降
総務課 ※兼務発令による増員 R2：事務職1人	総務課 健康政策課
地域保健課 感染症係8人（R元～R2） ※兼務発令による増員 R2：事務職3人、保健師4人	保健・感染症課 感染症係11人（R3）10人（R4） 9人（R5） ※兼務発令による増員 R3：保健師5人（2人ずつ勤務） R3～4：事務職2人
生活衛生課	生活衛生課
検査課 ※兼務発令による増員 R2：12人	検査課
放射線健康管理課	
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所

(2) コロナ対応のための班編成

令和3年4月1日現在

総括
保健所長
保健所次長

責任者	班	内容	所属	班長
保健・感染症課長 健康づくり課長	集計・統計班	患者情報、PCR検査実績、 対応状況の経過（年表形式、実績）	保健・感染症課 保健所総務課 （総務管理係）	管理係長 課長補佐兼 係長
	検体採取調整班	検体採取	保健・感染症課 健康づくり課 生活衛生課	健康増進係長
	相談・コール バック対応	相談・コールバック対応	保健・感染症課 健康づくり課 健康政策課	感染症係長
	積極的疫学調査 班	積極的疫学調査	保健所の全保健師 生活衛生課 （食品衛生係）	課長補佐
	健康観察班	健康観察	保健・感染症課 健康づくり課	
	入院調整班	療養先調整	保健・感染症課 健康づくり課 保健所総務課	健康づくり係 長
保健所総務課長	所内対策本部の 設置	クラスター等懸案事項発生時の対策本部の設置 ・本部設置、組織（班体制）を整備	保健所総務課	課長補佐兼 係長
	連絡調整班	(1)二役等へ情報提供（患者発生の都度メール報告） ※二役、秘書課長補佐、部長、所長、次長へ (2)福島県コロナ対策本部、県リエゾンとの連絡調整 ・公表資料作成（クラスター患者数）※土日祝対応 ・市関係公表資料の情報提供 ・所長の会議出席日程調整 (3)各種連絡調整（情報提供） ・歯科医師会（県公表資料をメール転送） ・秘書課、防災危機管理課（患者概要をメール） ※危機管理のため (4)外部委員・内部会議の連絡調整	保健所総務課	次長兼課長
	マスコミ対応班	(1)記者会見 ・記者会見準備（告知、公表資料作成） ・二役、広聴広報課、議会との調整 ・マスコミ対応（発信者：保健・感染症課長）	保健所総務課 保健・感染症課	
	物資支援班	(1) 感染防護資材の受入・払出	保健所総務課 保健・感染症課	医事薬事係長
保健所総務課長 健康政策課長	救急医療確保班	(1)医師会及び医療機関との調整 (2)病床確保の調整 (3)医療機関への協力依頼	健康政策課 総務課 （医事薬事係）	
健康政策課長	患者搬送班	患者搬送	健康政策課 保健・感染症課 健康政策課 生活衛生課 （動物愛護係）	課長
	広報班	(1) 情報発信（ウェブ、広報こおりやま等）	健康政策課 保健・感染症課 ワクチンPT	課長補佐
生活衛生課長	疫学解析班	(1) 感染経路の分析 (2) リンク図作成 (3) ゲノム解析	生活衛生課 検査課	環境衛生係長
	消毒（指導）班	(1) 入院患者・PCR検査受検者の搬送車両の消毒 (2) 消毒の指導	生活衛生課	課長
検査課長	検査班	PCR検査	検査課	検査課長
ワクチンプロジェクト チーム （保健福祉部各課）	ワクチン接種	ワクチン接種	ワクチンプロジェ クトチーム（保健 福祉部各課）	

コロナ対策本部（保健所4階）

		令和4年2月1日～		令和3年4月1日現在		
本部長	本部長代理	統括班長	班名称	班長	班名称	
保健所長	理事	保健所次長	困りごと相談班	健康政策課補佐(保健師) 保健・感染補佐(保健師) 健康づくり補佐(保健師)	—	
			保健所総務課長	総務広報班	総務課補佐兼総務管理係長	連絡調整・マスコミ対応 広報班
				公表班	放射線健康管理センター長	
				医療・医薬品確保班	医事業事係長(薬剤師)	物資支援班
			健康政策課長	救急医療確保班	健康政策係長	救急医療確保班
				患者搬送・自宅療養物資班	健康政策課補佐(事務職)	患者搬送班
			保健・感染症課長	総括業務調整班(コールバック・業務支援班)	健康づくり補佐(保健師)	相談・コールバック対応
				行政検査調整班(PCR班)	感染症係長	検体採取調整班
				集計・統計班	管理係長	集計・統計班
				感染症情報決裁事務班	感染症係	—
			健康づくり課長	自宅療養者支援班	健康政策課補佐(保健師)	健康観察班
				療養先調整班	健康づくり係長	入院調整班
			生活衛生課長	陽性者療養情報聴取班	食品衛生係長	積極的疫学調査班
				疫学解析班	環境衛生係長	疫学解析班
検査課長	検査班	検査課	検査班			
				所内対策本部の設置		
				消毒(指導)班		

ア 困りごと相談班

応援職員の配置等人員体制の調整や、どの班にも属さない事案・検討事項が出た場合の調整等を行った。

イ 総務広報班

「コ 集計・統計班」で作成した数値を基に、毎日、報道機関へ投げ込みと防災メールマガジンによる発信を行うとともに、毎月、記者会見で感染状況について報告、感染拡大期には注意喚起を行うための資料作成を行った。

また、市ウェブサイトのコロナポータルサイトを更新し、発熱時の対応などを周知するとともに、SNS(防災メールやライン)で、随時、基本的な感染対策の徹底等と呼び掛けた。

ウ 公表班

「コ 集計・統計班」で作成した数値を基に、毎日、県コロナ本部へ報告し、連携、情報共有を図った。

エ 医療・医薬品確保班

国から支給され、総務課で保管管理している医療物資（ガウン、マスク、フェースシールド）を医療機関に提供した。

また、クラスターが発生した医療機関で物資に不足が生じた際にも提供した。

○提供医療機関数 のべ 88 医療機関（令和2年8月から）

オ 救急医療確保班

自宅療養患者や濃厚接触者が症状に応じた医療を受けられるよう、郡山医師会、二次救急輪番病院、郡山地方広域消防組合消防本部と協議を重ね、感染状況に応じた救急医療体制を確保した。

主な体制は 第3章 医療体制 第4節救急体制のとおり。

カ 患者搬送班

（ア）概要

感染症患者の移送については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条の規定に基づき、患者が指定感染症医療機関に入院する場合等に県又は中核市が感染症患者を移送・搬送（以下「搬送」という。）しなければならないこと、並びに国・県等の通達等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、次の軽症である者等の搬送を行った。

2020年3月17日から民間の専門事業者に搬送業務の委託を開始した。

患者搬送業務が即応性・迅速性が求められたことから、主に保健所職員が、当業務を担った実態があった。

- ① 陽性患者が受入れ医療機関へ入院又は転院する場合
- ② 陽性患者又は疑陽性患者、濃厚接触者がPCR検査を受検又はCT検査を受検する場合
- ③ 自宅で療養する陽性患者が医療機関に入院又は宿泊療養施設に入所する場合
- ④ 医療機関に入院又は宿泊療養施設に入所した陽性患者が自宅での療養に移る場合
- ⑤ 消防機関による救急搬送が何らかの理由によりできない等の場合

【参考】重症の陽性患者等の搬送について

重症の陽性患者や救急搬送の要請による患者等については、消防機関が移送・搬送を行った。

- ・郡山地方広域消防組合と重症患者等の搬送に関する契約を締結
委託開始：2020年4月3日から
- ・患者の移送に関する関係機関の協定「新型コロナウイルス感染症における患者移送の協力に関する協定」を2020年6月11日締結
参加団体:福島県・各保健所及び県内12消防本部

(イ) 実績

年度	事項	搬送の概要・件数等		
		搬送担当者	搬送の種類	件数(件)
令和元年度	地域保健課職員	入院・転院 PCR検査	2	令和2年3月 13日初搬送
令和2年度	総務課・地域保健課・生活衛生課の職員、委託事業者		125	
令和3年度	患者搬送班(健康政策課・生活衛生課の職員)、委託事業者	入院・転院(病院と自宅療養又は宿泊療養施設間の移動を含む。)PCR検査・CT検査	496	
令和4年度			210	
令和5年度(5月7日まで)			1	
合 計			834	

(ウ) 搬送のための車両

事項	提供者・稼働期間	車両外観等
シエンタ 【飛沫循環抑制車両】	ネッツトヨタ郡山(株) 令和2年5月22日 ～令和5年5月7日	
	<p>【感染対策の仕様】</p> <p>運転席・助手席のある前列と感染者用の後列スペースの間にビニールシートで隔壁を設置し、前方を陽圧、後方を陰圧とすることにより後方の空気が前方に循環することのないようにコントロールする「飛沫循環抑制車両」に改造し、飛沫感染とエアロゾル感染を防止</p>	 <p>【車室内】 透明ビニールシートの隔壁を設置 3列シートの内、2列目を取り外し、 感染者の乗降しやすさを向上</p>

シエンタ 【飛沫循環抑制 車両】	福島県 ①令和2年10月12日 ～令和3年7月5日 ②令和3年7月21日 ～令和3年9月30日	上記シエンタと同型
エスクァイア 【飛沫循環抑制 車両】	(株)トヨタレンタリース新潟 (リース契約) 令和3年6月30日 ～令和4年6月30日	
エスクァイア 【飛沫循環抑制 車両】	福島県 令和4年1月7日 ～令和5年5月7日	
救急車	郡山市 令和2年3月13日 ～令和2年5月21日	 
本市にて初の陽性者疑いが発生した日から飛沫循環抑制車両(シエンタ)の貸与を受けた日まで搬送対応にあたった。		

キ 自宅療養者への物資支援班

(ア) 概要

令和2年度から陽性患者が自宅療養を行うに当たり、健康状態の確認を適切に行うため、本市からパルスオキシメーター、電子体温計の貸与を行うとともに、療養期間中の外出が制限される中で食料等生活必需品の支援を希望する場合に配送により提供した。

支援を開始した当初は保健所職員が配達を行っていたが、2021年8月17日から民間事業者に委託し、業務の効率化と保健所業務の負担の軽減を図った。

(イ) 実績

事項 年度等	貸 与		支 援	備考
	パルスオキシ メーター	電子体温計	食 料	
	備蓄数 3,388 台 (令和4年4月25日現在)	備蓄数 40 本	—	
令和2年度	6 台	—	—	
令和3年度	3,347 台	10 本	427 件 (延べ 1,201 日分)	
令和4年度	5,543 台	44 本	760 件 (延べ 1,988 日分)	
令和5年度	3 台	0 本	0 件 —	
合 計	8,899 台	54 本	1,187 件 (延べ 3,189 日分)	

(ウ) 自宅療養者への支援物品

事項 車両	提供者・備蓄数等	写真
パルスオキシ シメーター	3,388 台(本市 128 福島県貸与 3,260) (令和4年4月25日現在)	 
	<p>【パルスオキシメーターの送付】 説明書とともにレターパックを同封した。 市民が療養終了後にレターパックによる 簡便な返却ができるよう図った。</p>  	
電子体温計	40 本(本市 12 福島県貸与 28)	

食料	福島県からの配送を受け、本市から緊急時等の場合に市民に送付	<p>段ボール1箱(4日分) ポリ袋(小分け2日分)</p>   <p>食料2日分(令和4年7月22日撮影)</p> 
----	-------------------------------	---

ク 総括業務調整班(コールバック・業務支援班)

- 各班の業務調整・支援
- 法令等変更にかかる対応
 - ・関係機関への周知
 - ・保健所内対応スキームの変更検討・調整等
- 外部機関等との連絡調整・確認等
 - ・国、県からの通知・連絡事項の確認(電話対応及びメール、One Public チェック)
 - ・ホテルとの連絡・管理(療養終了者の連絡受理・管理)
 - ・各病院との連絡・管理(コロナ患者の退院報告、療養先変更の連絡受理・対応、自宅療養者の帰宅手段調整)
 - ・庁内部局への各種情報提供及び問合せ対応
 - ・各医療機関からの照会・質問への対応
 - ・他自治体との連絡・調整
 - ・他自治体(福島市保健所)への職員派遣(疫学調査・健康観察等)
 - ・他自治体(県・福島市・三春町等)、医療機関(星総合病院)からの応援職員の対応
- 届出受理、疫学調査、療養先決定、データ処理までの総合管理
 - ・医療機関へのハース ID 付与業務
 - ・医療機関からのハースに関する各種問い合わせ対応
 - ・ハース届出受理もれの検索
 - ・コロナ陽性者の療養期間・療養先等、決定内容のダブルチェック
 - ・疫学調査及び療養先決定にあたり、判断・対応困難事例への対応

- コロナ陽性者（自宅療養者を含む）体調不良時の CT 検査・受診調整
- 受診・相談センターからのコールバック依頼案件対応
- 各種対応困難事例・苦情への対応

ケ 行政検査調整班(PCR 班)

- 濃厚接触者等検査対象者の名簿作成
- 検体採取協力医療機関への連絡調整
- 検体搬送の手配や検体管理、検査機関の受け入れ調整
- 検査対象者への連絡
- 検査対象者の移動手段調整など
- 検査結果告知
- 自宅療養中に体調不良になった方や濃厚接触者の受診調整
- 航空機内で濃厚接触者となった方への連絡や PCR 検査の調整
- 検査用物品の在庫管理
- 他県及び他市町村からの行政検査依頼への対応

2020.5.7～	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱外来（南東北医療クリニック）個別 PCR（鼻咽頭）検体採取補助 ●R2.10.1～PCR センター開始（医事薬事係）@南東北病院、星総合病院 病院で検査が必要となったら患者の受付、検査予約、結果告知 ●濃厚接触者・接触者に対する PCR 検査(行政検査)の調整（発熱外来・学校・会社等） ●集団 PCR 検査における検体採取方法説明及び補助 ●発熱外来からの検体回収・検体管理・検査課への検体搬入 ●濃厚接触者や接触者にあたるかどうか等、疫学調査班からの相談対応 ●自宅療養中の体調不良者の相談対応及び受診調整 ●業者による検体回収開始
2021.7 月	●東京五輪ハンガリー代表事前キャンプ PCR 検査実施
2020 年 2021.8 月	●飲食店に対する PCR 検査の実施 (※生活衛生課食品衛生係の補助 R3.7～8 月)
2021.9 月頃	●小児の PCR 検査及び受診に係る受け入れ医療機関の拡大 →医療機関への意向調査、行政検査受け入れ時の条件のすり合わせ
2022.2 月～	<ul style="list-style-type: none"> ●業務ひっ迫により、みなし陽性の運用開始 ※濃厚接触者全員に対して実施していた PCR 検査は終了。 妊婦・基礎疾患がある方・高齢者等必要に応じて行政検査を実施。 ●みなし陽性者候補の疫学調査準備、疫学調査後の管理
2022.3 月～	●小中学校や、保育施設、介護施設等における行政検査は、施設を所管する各課が実施することとなり、PCR 班は、物品や名簿など各課のとりまとめを行った。

2022.8月～	<p>●福島県の無料抗原検査キットの配布開始（陽性者登録センターの稼働開始と同時）</p> <p>以後は小中学校や保育施設、介護施設のクラスターにおける行政検査のみ継続した</p>
----------	--

コ 集計・統計班

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況、国・県の動向、日々の感染者数、医療機関から報告のあったPCR検査実施件数及び結果判明数等について集計し、時系列で記録を行った。

サ 感染症情報決裁事務班

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）の規定に基づく新型コロナウイルス感染症患者への措置等の対応を行った。

(ア) 療養証明書の発行

感染症法第18条(就業制限措置)及び第19条(応急入院勧告)、第20条(入院勧告)に関する文書を作成し、患者本人へ発送した。

療養証明書は、「勤務先への休暇証明」や「生命保険会社への保険適用証明」として活用されていたため、患者本人・家族、医療機関、保険会社等からの申請、発行に関する問合せが非常に多く、その対応で通常の発行業務に支障をきたすほどであった。

また、当初は感染症係員のみで実施しており、1日あたりの感染者数が発行可能数を上回ったことから、発行までに最大で12か月を要した。これを受け、兼務職員を配置し療養証明書の専門班を設けた。システム解消やデータ集約、マニュアル作成のほか、各部局からの応援職員の支援により、滞っていた証明書発行に力を入れ、保健所内各班と連携し国や県の制度改正に対応した。

このような状況は全国的にみられ、国においては、療養証明書の発行が保健所の負担になっている状況を鑑み、HER-SYSの改修や生命保険団体等への要請など、保健所の負担軽減を図った。

2019～2021年	患者全員を対象に書類発行
2022.4.1	中学生以下は申請主義で書類発行
5.12	ウェブサイトで電子申請受付スタート
5.20	全世代申請主義で書類発行、患者本人によるHER-SYSからの療養証明書取得を基本とした。
6.30	<p>発生届の簡素化→証明書様式の更新</p> <p>【国通知】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準について</p>

7.30	MY HER-SYS と合わせて「診断年月日」のみ記載
8.19	医療機関みなしスタート 【県通知】新型コロナウイルス感染症に係る医療機関における臨床症状での診断について
9.7	療養期間等の短縮（10日→7日）→証明書様式の更新 【国事務連絡】新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
9.22	ウェブサイトでの電子申請受付終了（合計 3,071 件）
9.26	発生届の対象を 4 類型に限定 【国事務連絡】With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

(イ) 公費負担番号の決定と通知

感染症法第 37 条(入院医療費に係る自己負担額の認定)及び第 42 条(入院療養費の支給)に基づき、本人・病院への公費負担者番号を決定し送付した。

発行に際しては、患者に対し申請書提出を求め、受理後に処理していたため、未申請患者の対応を中心に時間を要した。

また、入院に係る自己負担額は、患者本人とその世帯に応じて決定することから、その内容に対する患者本人や家族、医療機関等からの問合せが多く、通常の発行業務に支障をきたした。

2020 年度	本人からの申請主義で公費に関する事務処理を開始
2021 年度	4 月から簿冊処理を開始
2022.9 月～	令和 4 年 8 月入院者から、本人への決定通知を中止。 【国事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担の申請手続きについて（周知）
2023.1 月～	申請主義を中止し公費負担番号を病院へ通知。 【国事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担の申請手続きについて（周知）

シ 自宅療養者支援班

- ・ 自宅療養が決定した陽性患者及びみなし陽性者を対象とした、療養期間中の健康観察及び相談業務
- ・ 療養期間終了、延長に関する検討及び療養先調整班への引継ぎ
- ・ 自宅療養期間中、症状の変化や薬の不足等により医療機関の受診等が必要となった場合の医療機関紹介や受診調整
- ・ 同居家族等濃厚接触者に関する相談業務
- ・ 自宅療養者名簿の管理

<令和4年2月1日からの本部体制に移行後>

- ・令和4年3月15日～自宅療養者の健康観察の重点化
令和4年3月2日国通知に基づいた3月7日からの福島県事務取扱を準用し、自宅療養者の健康観察について重症化リスクの高い方を対象に重点実施
 - ・令和4年3月25日～スマートフォンを利用した My HER-SYS(マイハーシス)による健康観察の運用開始
 - ・令和4年5月24日～福島県フォローアップセンターでの健康観察開始
(県は4月28日～運用)
- ※重症化リスクがある自宅療養者はこれまで通り保健所管理
- ・令和4年9月26日～全数届出の見直し

ス 療養先調整班

陽性者療養情報聴取班が患者やその家族から聴き取った情報（症状、重症化リスクの有無、世帯構成など）をもとに、保健所医師が入院の必要性を判断し、入院の必要がある患者については市内病院に患者受け入れを依頼し、搬送手段の調整を行った。市内病院が満床等で受け入れできない場合には、県コロナ本部へ広域調整を依頼し、県内の医療機関へ患者搬送手段の調整を行った。

入院の必要性がなく、家族からの隔離等を理由に宿泊施設での療養を希望した患者については、県コロナ本部へ宿泊施設の調整を依頼した。

また、自宅での療養となった場合は、必要に応じパルスオキシメーターや療養期間中の食料等について、県コロナ本部や委託業者へ配送の手配を行った。

<体制>

保健所医師（2名）、保健所職員（最大13名）によるローテーション

セ 陽性者療養情報聴取班

陽性者に電話連絡をして、当該陽性者の療養情報（症状、病歴、年齢等）を聴取する。

当該情報を療養先調整班（保健所医師）へ報告し、療養先調整班が決定した当該陽性者の療養先について、再度当該陽性者に電話連絡をし、療養先を伝えるとともに療養期間などの療養中の注意事項等を伝える。

当該業務は、地域保健課（現：保健・感染症課及び健康づくり課）保健師及び生活衛生課食品衛生監視員が担当していたが、次第に陽性者が増加したことから、陽性者療養情報聴取班（旧：疫学調査班）が編成され、保健所全課で担当するようになった。

その後、陽性者数がさらに増大すると、保健所職員だけでは新型コロナ対策業務を含む保健所業務の遂行にも支障をきたす恐れが生じてきたことから、本庁からの応援職員を動員し、さらには外部委託業者も含めて当該業務を実施するようになっていった。

当初は、陽性者の療養情報の聴取に加え、感染拡大防止のための情報聴取やアドバイスも実施していた。具体的には、いつ・どこで・誰から感染したかの遡り行動歴の調査（発症日から2週間前）や当該陽性者からの感染の可能性が疑われる人物（濃厚接触者）の情報などの聴取も行い、濃厚接触者が確認された場合にはその方へ連絡をし、発症の有無やPCR検査調整なども併せて実施した。

ソ 疫学解析班

2020年10月に、厚生労働省クラスター対策班の支援を受ける際、その作業部隊として新たに疫学解析班が編成された。

それ以降、日常的な業務としては、患者からの聞き取り調査などから得られた感染者の情報について、『ラインリスト』と呼ばれる一覧表にまとめるとともに、『リンク図』という感染者の属性や感染経路を図に落とし込む一連の作業を行った。

また、これらにより得られたデータを用いて、新型コロナに係るウェブサイト『郡山市保健所長から市民の皆さまへ』における月別の感染状況をまとめたほか、2021年9月から毎週『郡山コロナ通信』を発行し、市内医療機関や市民に対して感染状況の情報提供を行った。

それ以外の業務としては、大規模なクラスターが発生した場合、感染制御支援の一環として施設に常駐し情報収集・連絡調整を行った。

また、新型コロナに係る学会での保健所長等の講演において、講演資料作成を担った。

タ 検査班

保健所検査課において、市内医療機関等で採取した検体のうち外部委託検査分以外の検体のPCR検査を実施した。

<検査体制>

検査能力：1日最大48件

検査機器：2台

・リアルタイムPCRシステム（ライテクノロジー・システムズ㈱ QS3-96S-TIP）

・リアルタイムPCRシステム（ライテクノロジー・システムズ㈱ QS5-96S-TIP）

検査人員：令和2年度 … 7名（保健所検査課職員）

令和3年度 … 6名（保健所検査課職員）

令和4年度 … 5名（保健所検査課職員）

<検査実績（保健所検査課による実施件数）>

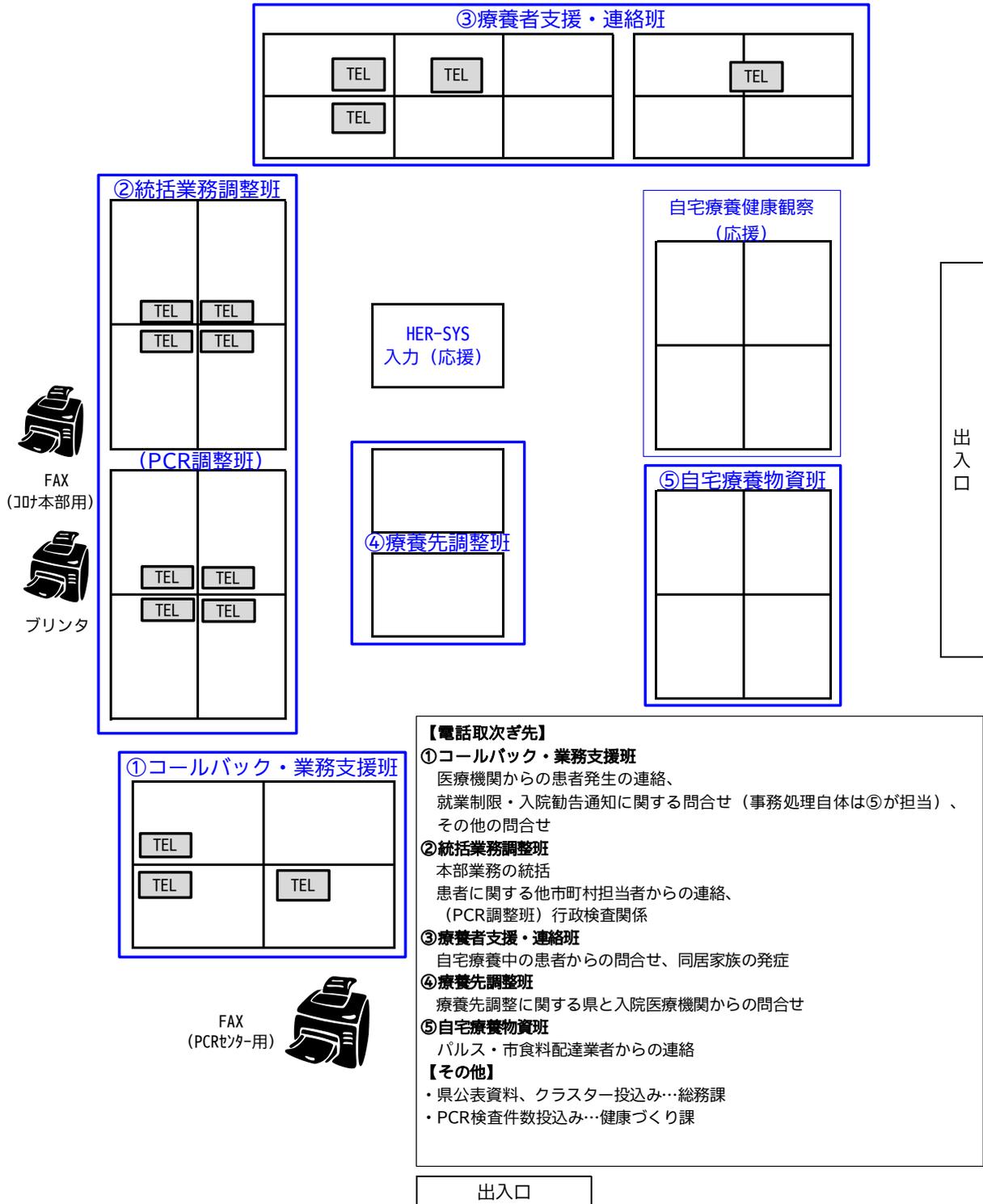
令和2年度 … 4,997件

令和3年度 … 6,358件

令和4年度 … 2,534件

4 F大ホール レイアウト

新型コロナウイルス
感染症対策本部



【電話取次ぎ先】

①コールバック・業務支援班

医療機関からの患者発生の連絡、
就業制限・入院勧告通知に関する問合せ（事務処理自体は⑤が担当）、
その他の問合せ

②統括業務調整班

本部業務の統括
患者に関する他市町村担当者からの連絡、
(PCR調整班) 行政検査関係

③療養者支援・連絡班

自宅療養中の患者からの問合せ、同居家族の発症

④療養先調整班

療養先調整に関する県と入院医療機関からの問合せ

⑤自宅療養物資班

パルス・市食料配達業者からの連絡

【その他】

- ・ 県公表資料、クラスター投入み…総務課
- ・ PCR検査件数投入み…健康づくり課

出入口

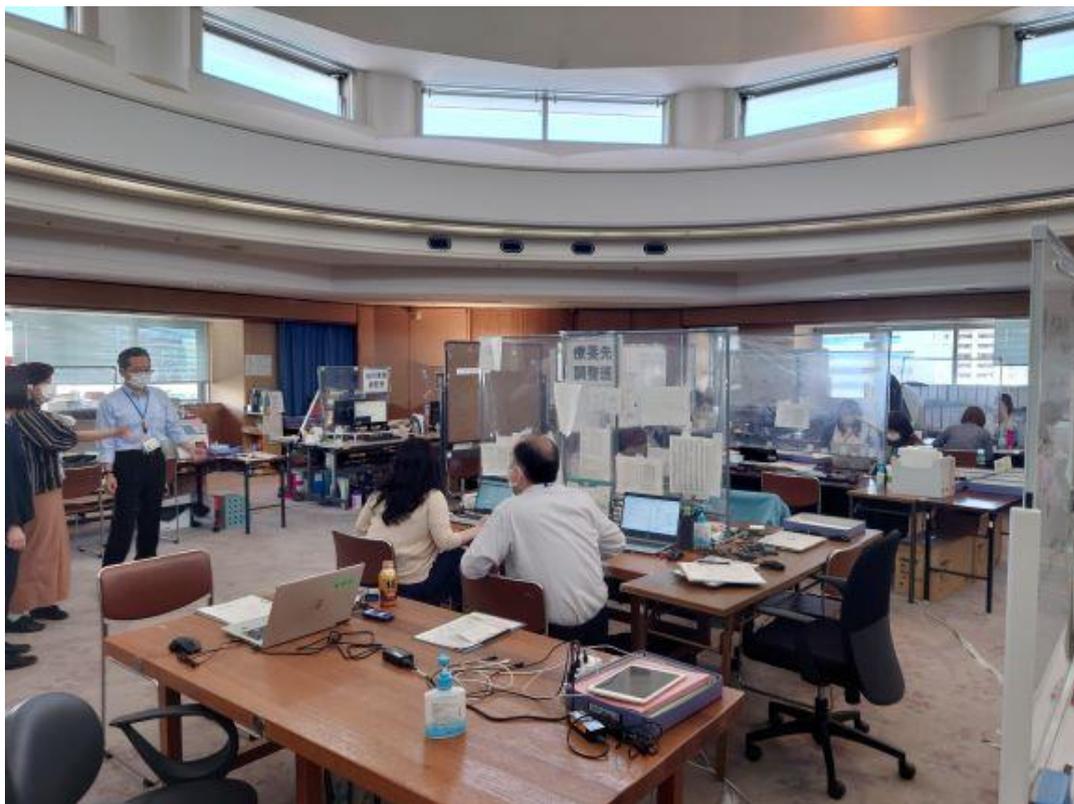
①コールバック・業務支援班



②統括業務調整班



④療養先調整班



③療養者支援・連絡班（奥）



自宅療養健康觀察



⑤自宅療養物資班



3 応援体制

【庁内】

行政センター保健師	2020.4.21～2022.9.30	毎日1～3人
保健福祉部保健師	2021.8.12～2022.5.28	土日祝1～2人
※こども部（2022.2月～）、総務部及び教育委員会（2022.5月～）の保健師も土日祝のローテーションに参加		
保健福祉部事務職員	2021.8.12～2022.10.28	毎日2人
庁内各部局事務職員	2022.1.13～2022.10.28	毎日4～25人

【外部】

福島県	2021.7.26～8.15	延べ45人
県中保健所及び三春町	2021.8.23～8.31	延べ9人
星総合病院	2020.9.7～2021.3.24	延べ114人
	2021.7.30～8.13	延べ13人
協力保健師・看護師	2021.8.24～2023.1.28	延べ179人（支払実績より）
医師、DMAT派遣	2021.7.24～	
・県「感染症対策チーム」医師派遣		
・総合南東北病院、会津医療センター、県立医科大学病院医師による入院調整等支援		
・DMAT業務調整員、県職員リエゾン派遣		

4 外部委託

2020年3月14日に市内1例目の感染者を確認して以降、感染拡大が続く中、新型コロナウイルス感染症対応業務のうち、委託可能な業務については適宜、外部委託を行い、保健所の負担軽減を図った。外部委託の内容については次のとおり。

・患者移送業務（軽症者）

【概要】新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び疑陽性患者の移送について市が指定する場所から医療機関等へ搬送を行う。

保健所職員による搬送及び消防による搬送に加え、民間事業者による搬送を確保することで移送体制の拡充が図られ、患者の状態に合わせて移送手段を選択できるようになった。

【期間】2020年3月17日～2023年5月8日

【実績】依頼件数 令和2年度… 3件
令和3年度… 4件
令和4年度… 43件

・患者移送業務（重症者）

【概要】新型コロナウイルス感染症の陽性患者及び疑陽性患者の移送について市が指定する場所から医療機関等へ搬送を行う。

令和2年6月11日に福島県、各保健所及び県内12消防組合間で締結した「新型コロナウイルス感染症における患者移送の協定」に先駆けて、本市及び郡山地方広域消防組合が重症患者等の搬送に関する委託契約を締結。

寝たきりや酸素吸入が必要となるような重症患者の搬送を対象とする。

【期間】2020年4月3日～2023年5月7日

【実績】依頼件数 令和2年度… 37件
令和3年度… 131件
令和4年度… 948件

・PCR検査業務

【概要】新型コロナウイルス感染症の感染状況の把握、感染拡大防止のため、PCR検査（行政検査）を行う。保健所内の検査体制に加え、外部検査機関を確保することで検査体制の充実が図られた。

【期間】2020年4月7日～2024年3月31日

【実績】検査件数 令和2年度… 5,579件
令和3年度…17,586件
令和4年度…10,661件

・検体収集運搬業務

【概要】新型コロナウイルス感染症に係る行政検査を実施するため、医療機関等において採取した検体を収集し、保健所及び民間機関への運搬を行う。当初保健所職員による対応であったが、感染拡大に伴う検査件数の増加により委託を実施。保健所職員の負担軽減、安定した検体搬送が実現した。

【期間】2020年9月18日～2022年12月31日

【実績】依頼回数 令和2年度… 175回
令和3年度… 265回
令和4年度… 158回

・ 自宅療養患者等物品配送業務

【概要】 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者の患者の健康管理に必要な物品等の配送を行う。

第5波の感染拡大により新規陽性患者が急増するとともに重症化の傾向があるデルタ株の特性から医療機関の入院病床が満床となり、自宅療養者数が増加したことで、これまで保健所職員が対応していた自宅療養者への物品配送業務が困難となったことから、民間事業者への業務委託を実施した。

【配送物品】 パルスオキシメーター、食料・日用消耗品、電子体温計、処方薬

【期間】 2021年8月17日～2023年5月7日

【実績】 依頼件数 令和3年度… 3,381件
令和4年度… 6,069件

・ 患者対応支援業務

【概要】 感染力の強いオミクロン株の流行に伴う第6波の感染急拡大により、新規陽性者数が急増し、保健所職員による患者対応支援業務が困難となったことから、疫学調査等の患者対応業務の支援を行った。保健所職員の負担軽減及び要支援者への重点化が図られた。

【期間】 2022年4月15日～2023年5月31日